

原子力規制委員会物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会  
審議概要

開催日及び場所	令和元年11月18日（月） 18階C会議室
出席委員	委員 南島和久（新潟大学人文社会・教育科学系（法学部）教授） 委員 前田泰宏（EY 新日本有限責任監査法人公認会計士） 委員 升田 純（中央大学法科大学院教授、弁護士） 委員 山形康郎（弁護士法人関西法律特許事務所弁護士）
審議対象期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
委員会概要	<p>1. 委員長選出及び委員会の運営等について 委員の互選により升田委員を委員会委員長に選出。また、委員会の運営に関する事項等について了承。</p> <p>2. 平成30年度の契約に係る点検・見直しについて （1）全体の契約状況（契約方式、件数、金額等）及び 前回委員会意見を踏まえた取組み 事務局から資料に基づき説明及び質疑応答 （2）契約手続きの点検・見直し 事前に抽出した個別案件について、担当課室からの説明及び質疑応答</p> <p>3. その他 次回開催日程 他</p>
抽出案件 （総数7件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争入札方式 2件</li> <li>○ 企画競争方式 1件</li> <li>○ 参加者確認公募方式 1件</li> <li>○ 競争性のない随意契約 2件</li> <li>○ 不落随意契約 1件</li> </ul>
委員の意見等	別紙のとおり

## 審議における主な意見、感想等

## 1. 全体の契約状況及び前回委員会意見を踏まえた取組み

## ○全体の契約状況

- ・契約方式別一覧の総括表について、過去からの推移を見る視点も重要であることから、次回から過去の推移が分かるものを用意してもらいたい。

## 2. 契約手続きの点検・見直し

## ①競争入札方式（案件番号 A①-5）

- ・結果的に毎年度、同じ受託者が請け負っている場合、あるいは、総合評価落札方式やその評価項目が形式化していないかという懸念がある場合、競争入札方式にこだわらず、参加者確認公募方式を含めた契約方式の変更を会計部門と相談の上、検討するようにした方がよい。

## ②企画競争方式（案件番号 B①-9）

- ・契約時期が年度末に差し迫った段階で契約を行っているケースがみられた。このケースについては、契約から実施までの期間が短すぎるので、スケジュールに大きな問題があると指摘せざるをえない。
- ・このケースは製品の単価についてコストを掛けすぎていると思われる。まずは、スケジュールを見直し、無理のない時期に発注するようにすべきである。その上で制作コストについては、他省庁の例を調べ、霞が関の標準的な単価となるように見直すべきである。
- ・全省庁統一資格の B、C、D しか選べないものとなっている。せっかく企画コンペで選ぶのに応札者が 1 者では選びようがないので、A も含め、大手も入ってこられるようにすべきである。

## ③競争性のない随意契約（案件番号 D-209）

- ・秘密保持については、契約上の通常の違約金だけではペナルティとして軽く、秘密保持の抑止力にならないのではないかと。秘密保持のレベルに応じ、違約金の一般的な条項だけでなく、契約書に特別な規定を設けるなどの工夫を凝らし、抑止力を担保できるようにすべきではないか。
- ・秘密保持について、会社に対するペナルティはあるものの、従事者への監督が緩いと思われる。事業者で情報がどう扱われているかを監査できるような契約のあり方を検討すべきである。
- ・秘密保持のあり方については、他の省庁の秘密保持契約も参照すること。（なお、事務局から、最近の取組みとして、厳格な情報管理を確保するため、保全情報を指定し、その情報にアクセスできる者のリストを提出させるなどの措置を講じている旨説明。）

④競争性のない随意契約（案件番号 D-247）

- ・情報システム等の導入に当たっては、技術面の精査にとどまらず、事前の設計段階から汎用性の高いものを検討する方式が考えられる。他方、これまで通り事後にユーザーの求めに応じ、その都度追加・改修していく方式もあり得る。どちらがより効果的・効率的であるのか、いずれの方式が適切かという観点から内部で検討し、入札を行うようにされたい。

以 上